

はじめに

DNA 二重らせん構造の発見でノーベル医学生理学賞を受賞した米国の科学者ワトソン (James Watson) 氏は、繰り返し差別発言 (有色人種、同性愛者、障害者等を対象とする) を行ってきたことで悪名高いが¹、2007年に彼の DNA (「科学振興」のために自身の全遺伝情報すなわちゲノムを米国立衛生研究所 NIH のデータベース上で公開している) の解析結果が発表され注目を集めた。「黒人の知能は白人より低い」という趣旨の発言を行ってきた当のワトソン氏の全遺伝情報の 16%はアフリカ系黒人の祖先から、また 9%はアジア人の祖先から受け継いだものであるとの報告が出されたというのである。²

これを伝える記事では、ほとんどのヨーロッパ系白人の場合、黒人遺伝子がゲノムの 1%を超えることはない、「このレベルだと、曾祖父母の一人がアフリカ系であったと考えられる」と、解析を手掛けたアイスランドの deCODE Genetics 社の CEO ステファンソン (Kari Stefansson) 氏の発言が紹介されている。

16%、9%、1%という数字の科学的根拠が問われるのはもちろんだが、むしろ注目すべきなのは、「自分が受け継いだ祖先の DNA」の社会文化的含意である。この記事に言及したある日本人の個人ブログに次のような記載がある。

「アメリカの奴隷制時代には「One Drop Rule」といって、一滴でも黒人の血が混じっていると黒人と見なすというルールがあったらしいが、これは今でも隠然とアメリカ社会にあると聞く。もし、ゲノム解析が暗示するように、ワトソン博士の祖先に黒人がいるとすれば、このルールに従った場合、彼も黒人と見なされるわけである。彼は、天に向かって唾を吐いてしまったのだろうか。」³

「One-Drop Rule」(一滴血液ルール)は 19 世紀後半から 1964 年にかけて米国南部諸州等で法律として存在した人種差別的な「ジム・クロウ法」(Jim Crow Laws)の前提となっていたもので、現在でもさまざまな形で生き残っている。「黒人の血が一滴でも含まれていれば黒人と見なされる」というその考え方は、「バラク・オバマは米国初の黒人大統領である」といった言説にも表れている(バラク・オバマはケニア人留学生の父とヨーロッパ系白人の母との間の混血である)。「ワトソン氏も黒人と見なされる」と指摘するこのブログ氏は、米国のほとんどのヨーロッパ系白人にアフリカ系黒人の DNA が含まれているという上掲記事の含意、すなわち「自分が白人と思っている大多数のヨーロッパ系白人は黒人である」ことになるということに気づいていないようだ。⁴

そもそも「白人」「黒人」「黄人(黄色人)」とは、さらに言うところ「人種(race)」という概念は学術的に意味を持つのだろうか。皮膚・毛髪・眼の色などの身体の視覚的認知が主に人種の分類の基準として機能してきたが、近年拮がりつつある DNA による祖先検査は、各人種のサンプルデータとの照合という科学的方法により「不可視の人種データ」を明るみに出す。特定の人種と疾患との相関を解明するという医学(疫学)的目的、民族集団の移住や分布についての実証的データ収集という人類学的目的、そして個人が自らの祖先情報を得たいという遺伝学的アイデンティティへの欲望、といったことが祖先遺伝学的検査(ancestry genetic test)を支えている。

本稿はとくに、インターネット・ビジネスとして欧米諸国で一定の市場を形成している祖先遺伝学的検査に焦点を当てて、その系譜学的(genealogical)情報や遺伝学的アイデ

ンティティが差別あるいは他者化（排除）／同化（包摂）とどのように関連しているのかを検討する。

1. 祖先遺伝学的検査とは⁵

(1)祖先遺伝学的検査の概要

医学的診断・予測・治療法確定を目的に実施される遺伝学的検査は、近年病院やクリニックなどの医療機関を介さずにインターネットを中心に直接購入というビジネスの形態で行われることが増えてきた。「消費者直販（direct-to-consumer: DTC）遺伝学的検査」と呼ばれるもので、綿棒による口腔粘膜採取試料や容器に入れた唾液の郵送と結果通知の返送という方法が一般的である。がんや高血圧、心臓疾患のリスク評価のための「健康診断」的検査や、肥満や糖尿病などのリスク評価のための「体質（predisposition）検査」といった医療関連分野だけでなく、「親子鑑定（parental）DNA検査」、「子ども才能（child talent）検査」や「スポーツ能力（athletic ability）検査」、「祖先検査」など、医療とは関係のない分野にも拡大しつつある。

本稿で取り上げる祖先遺伝学的検査は、自らの家系（genealogy）やエスニシティ（ethnicity）についての情報を得たいと考える人たちのニーズにより欧米各国で行われているようであるが、黒人奴隷を含む移民国家でありかつネイティブ・アメリカンとの関係もあるためか、米国ではとくに盛んである。deCODEme や 23andMe など遺伝学的検査全般を扱う大手企業以外にも、Ancestry.com（米国）や DNA Heritage（英国）といった、この検査に特化した DTC 企業もあり、利用者がある程度見込まれていることが推察される。国際遺伝学的系譜学協会（International Society of Genetic Genealogy）という団体のウェブサイトによると、2013年2月現在、42社がこのサービスを提供している。⁶

祖先という概念は、人類の誕生から長期に渡る移動という時間軸を中心に、生物学的、地理学的、そして社会文化的という異なる側面が複雑に絡み合いながら、多様な意味を形成する。祖先の一般的定義としては、個人レベルでの血縁関係の過去にさかのぼる系列の、ある時点での集団レベルからみた生物学的・社会文化的共通性と居住地域、ということになるだろう。それは、人種、エスニシティ、民族（ethnic group）、部族（tribe）といった概念とも重なり合うものであり、自らのアイデンティティの一部としてその来歴を知りたいという欲望が、こうした検査へのニーズを支えていると推察される。（Royal et al., 2010）

検査対象はミトコンドリア DNA（女系）と Y 染色体（男系）——いずれも半数体（haploid）マーカーといわれる——が大半で、常染色体や混合（admixture）を含む場合もあり、過去にさかのぼって家系を調べたり、エスニシティ（ネイティブ・アメリカン、アフリカン、ユダヤなど）を調べる検査もある。

系譜学的検査サービス提供企業も多数あるが、これは家系（男系、女系）を調べる遺伝学的検査を指すものであり、遺伝学的祖先検査の主要な部分をなす。祖先検査には、系譜学的検査の他に人類学的調査や疫学調査を目的として行われる遺伝学的検査もある。例えば、前者ではネイティブ・アメリカンの部族同定や米大陸在住の黒人たちの祖先のアフリカでの居住分布調査など、後者では人種と疾患の相関、例えばアフリカ系の人たちの中で、鎌状赤血球症、アッシュケナーズ系ユダヤ人のテイ・サックス病、といった特定の人種に頻度の高い疾患の調査などがある。これらに関連する祖先情報マーカーと呼ばれるデータベースが登録されている遺伝学的祖先検査は、学術的目的にとどまらず、商業目的で消費者への情報サービスとして実施されることもある。

(2)問題点

本検査関連サイトには「利用者の声」が掲載されていることが多い。Ancestry.com には次のような利用者の声を紹介されている。⁷

「私はイングランドで生まれ、祖先の大半は 1600 年代までさかのぼってイングランド人だが、検査結果では、私にはブリテン島の DNA がまったくないということだった。それによると、〈60% Central Europe, 30% Scandinavian and 7% Southern Europe, 3% unknown〉であったが、どういうことなのか？」

Ancestry.com によると、エスニック集団は移動することが多いので、時間経過と共に集団間での DNA の混合が生じることもあり、判定のためには現在の居住地だけでなく、過去の居住地についてのデータも必要となる。例えば、家族歴の中にドイツ人と英国人の祖先がいる場合でも、およそ 1000 年前にヴァイキングたちによるそれらの地域への侵略・征服があったため、遺伝学的エスニシティの一部がスカンジナビアである可能性もある。そもそも、"Central Europe", "Scandinavian", "British Isles"といった枠組みの科学的根拠が疑わしいことも指摘される。

遺伝学的エスニシティを判定するためのデータベース作成に用いられているサンプル数が少なすぎることやサンプル収集の偏りといった問題の他にも、各企業が検査のためのデータベースである生物地理学的見積もりを作成するために、それぞれ異なった参照人口集団やアルゴリズムを用いていることも、検査の客観性を疑わしいものとしている。

データベースとなるべき遺伝学的な人口集団地図のほとんどは、地理学的な祖先の一部の人口集団の見積もりに基づくものにすぎず、そもそも祖先人口集団のサンプルを包括的・網羅的に収集することは不可能である。例えば、西アフリカのヨルバ人 (Yoruba) がアフリカ系アメリカ人の祖先を代表してサンプルの人口集団として用いられる、といったことが行われる。たとえある依頼者の祖先が西アフリカのどこかの出身であっても、その依頼者の DNA 情報によって得られた家系情報が参照データベースと合致しなければ、その人の祖先系統は不明という結果となる。(Royal et al., 2010)

この検査結果から自分の祖先系統(およびその比率)が特定できると期待するとしたら、それはかなえられない、なぜなら祖先の地理的起源についての科学的知見は全く不十分だからだ、という専門家の見解もある。ミトコンドリア DNA、Y 染色体、常染色体、いずれの検査においても、依頼者の DNA 情報が示しているのは祖先系統情報の一断片にすぎないこと、判明するのはせいぜい親子(父子)鑑定検査と同程度のことである、という見解もある。

商品として販売する以上、そのサービス内容の品質評価は不可欠であり、遺伝学的検査施設(laboratory)の公的機関による認証がなされるべきとの意見も強い。(Royal et al., 2010)しかし各企業にとってデータベースは企業秘密として保持されるべきもので、規制当局の介入を容認することは困難であろう。しかも、医療目的での検査とは異なるため、利用者保護についても基準も業界団体の自主的な規制で足りるという見解もありうる。

2. 人種と遺伝学的祖先

(1)人種とは

「人種(race)」という語の一般(通俗)的説明を確認しておく。⁸

*ホモ・サピエンスという生物種(現生人類)が、移住地域での適応拡散の結果生じた変異の産物として、それぞれ固有の共通な生物学的・遺伝学的特徴をもった集団が「人種」

と呼ばれ、歴史的・文化的区分である「民族 (ethnic group)」、政治的・行政的区分である「国民 (nation)」とは異なる区分と見なされる。

*人種の類型として、ネグロイド、コーカソイド、モンゴロイドの「三大人種」が挙げられることが多いが、メラネソイド (大洋州ネグロイド)、オーストラロイド (アボリジニー等)、ネイティブ・アメリカンなども固有の人種に分類されることがある。

*人種特徴として最も目立つのは皮膚の色であり、黒人、白人、黄色人種という俗称が用いられるが、皮膚の色はメラニン色素の量 (色素沈着は紫外線に対する反応) によって決められており、黒色や濃褐色、淡褐色 (黄色)、毛細管の血液の色が透けて、赤みを帯びた白色になる。皮膚以外にも、毛髪、眼、鼻、顔貌などの視覚的特徴、血液型や疾患関連遺伝子型などの生理学的特徴も、集団ごとの共通性が見られる。

*人種はたいていの場合、歴史的・文化的存在であるエスニック集団 (民族) と重なり合っている。例えば、米国ではヨーロッパ系アメリカ人=白人、アフリカ系アメリカ人=黒人、アジア (中国、日本等) 系アメリカ人=黄色人種の分類の他に、ネイティブ・アメリカン、ユダヤ系、アイリッシュ系、スラブ系、ラテン系、ヒスパニック系、アラブ系といった出身地域 (地理的要因) による分類もある。

こうした人種概念の説明ははたして妥当なのだろうか。

(2)人種概念への批判

文化人類学や社会学の分野では、上記のように「人種」という概念を生物学的・遺伝学的・地理学的な要因から説明することに対して批判的見解が強く、そもそもこの概念を学術的な用語として使うべきではないとする見方もある。例えば、日本で標準的と思われる『文化人類学事典』には「今日では、人種は生物学的に有効な概念ではなく、社会的につくられた概念にすぎないというのが、国際的な通説となっている」(日本文化人類学会編『文化人類学事典』2009、項目「人種とエスニシティ」) といった記述が見られる。米国の人類学者コタック (Conrad P. Kottak) も、生物学的 (身体的・遺伝学的) な意味での人種という概念は無効であり、社会的な意味での人種も文化的に恣意的な仕方で確定されたものであり、あらゆる人種分類は「文化的構築物」であるにすぎないと指摘する。

(Kottak2002) 「人種」が生物学的・遺伝学的区分で「民族」ないし「エスニシティ」が歴史的・文化的区分という説明も、人種概念が科学的根拠を有するという前提を含む限り、もはや妥当性を持たないとされる。

現生人類 (ホモ・サピエンス) の進化プロセスについては、かつて「単一起源説」と「多地域並行進化説」の間の論争があったが、近年の遺伝学の研究成果 (ミトコンドリア DNA および Y 染色体 DNA のハプロタイプ解析) により、アフリカ単一起源説でほぼ合意が得られている。(日本文化人類学会編 2009、項目「現代人の起源」) ある DNA 検査に基づく人類学的調査によると、約 10 万年前に東アフリカで発生した現生人類が、アフリカ各地やアラビア半島へと移動し、さらに 4~5 万年前にはヨーロッパやインド、中央アジアへ、さらに東アジアからシベリアへ、東南アジアからオセアニアへ、1 万 5 千~3 万 5 千年前にアラスカからアメリカ大陸へと移動したとされる。(Cavalli-Sforza/Feldman 2003)

またある調査によると、アフリカ系アメリカ人のうち、58%は少なくとも 12.5%のヨーロッパ系祖先をもち、19.6%は少なくとも 25%のヨーロッパ系祖先をもち、1%は少なくとも 50%のヨーロッパ系祖先をもち、5%は少なくとも 12.5%のネイティブ・アメリカンの祖先をもっているということだ。(Gates2009)

別の調査によると、米国の白人の30%はアフリカ系祖先をもっており、その「黒人の人種混合率」は2.3%（5世代さかのぼる祖先128人のうち3人が黒人）と推定される、ということである。（Sailer2002）

以上より、皮膚の色をはじめとする可視的な特徴による人間集団の分類は、DNA という生物学的組成データによってもはや無効であることが確認できる。

(3) 遺伝学的祖先

遺伝学者の多くは、DNA 検査によって解明されつつある人類の遺伝学的特性を鑑みて、「人種」概念は学術的正当性を失っており、人間の集団的 분류の枠組みとして用いるべきではない、と考えている。遺伝学的には「人種」分類の基準とされる集団間の特性の違いよりも、個人間の差異の方が大きく、生物学的カテゴリーとして「人種」を用いることはもはや不可能である。（Race, Ethnicity, and Genetics Working Group of American Society for Human Genetics 2005）

では、「人種」に代えて「遺伝学的祖先（genetic ancestry）」を人間集団の分類区分として導入することができるのだろうか。ある遺伝学者たちは、人種概念に代わって提唱される「遺伝学的に確定される祖先」について次のような異なるレベルを提示している。（Via et al.2010）

生物地理学的（biogeographical）分類：例）African, Asian

地理学的（geographical）分類：例）East Asian, Northern European

地政学的（geopolitical）分類：例）Cambodian, Swedish

文化的（cultural）分類：例）Jewish, Berber

「祖先」という用語は、「人種」や「エスニシティ」と重なり合う意味を含みつつ、自分（たち）と生物学的・地理的・文化的なつながりをもつ過去の特定集団の区分として了解されるものであると同時に、「系譜学的検査」においてとくに焦点化される血縁者集団（親族）の系列を示すものでもある。（Charmaine, D. et al. 2010; Fujimura/Rajagopalan 2011）

3. 米国における人種と「血」

(1) 人種主義

「レイシズム（racism）」は「人種主義」（「人種」概念を中心に据えた主義主張）ということになるが、実質的に「人種」という枠組み・基準に基づく差別的発想ないし処遇として機能するので、「人種差別主義」と理解されることが多い。「あなたはレイシストだ」という発話は「差別主義（実行）者への非難」を含意すると見なされるのが通例である。

歴史学者フレドリクソン『人種主義の歴史』によると、「人種主義」という語は1920年代から用いられたものであり、当初は「白人＝コーカソイド」のなかの「アーリア人」や「北欧人」が他の集団（アイリッシュ、スラブ系、ラテン系等）に優越していることを示すために使われたということである。その上で彼は、ジム・クロー法のもとでの米国の人種隔離政策（後述）、ナチス・ドイツによる反ユダヤ主義（反セム主義）、南アフリカ共和国におけるアパルトヘイトを主要な人種主義の形態として挙げている。（フレドリクソン 2009）

同書の訳者解説の中で、李孝徳は人種主義を次のように定義している。

「支配的権力を持つエスニック集団や歴史的な集団が、別な集団に対して、否定的に認知される身体的・文化的な集団的差異を共約不可能で、遺伝的に不変であると規定して本質化（＝人種化）し、優等／劣等で階層化された人種秩序を作り上げたうえで下位へと位置づけ、その劣位性を社会悪と見なして差別、周縁化、支配、排除、殲滅といった暴力を合理化しつつ、社会的に行使すること。」（179頁）

人種概念に基づく差別は今日でも日常的観念として強固に生き続けているが、とりわけ歴史的経緯、差別事件が多発する現状、そして祖先遺伝学的検査へのニーズの高さという点で突出している米国の状況を確認してみたい。

(2) 「ジム・クロウ法 (Jim Crow Laws) 」と「一滴血液ルール (One-Drop Rule) 」⁹

ジム・クロウ法とは、1881年から1964年の間に存在した米国南部諸州における、主に黒人の病院、バス、学校など一般公共施設の利用や人種間での交際・結婚を制限・禁止した人種隔離法の総称である。対象となったのは、アフリカ系黒人だけでなく、「黒人の血が混じっているものはすべて黒人とみなす」という「一滴血液ルール」に基づいて、黒人との混血者やネイティブ・アメリカン、さらには白人以外の「有色人 (colored) 」もすべて含まれる。

1881年、テネシー州で鉄道列車における黒人と白人を区別する法律が成立したのを皮切りに、1883年の連邦最高裁による公民権法無効判決以降、アラバマ州、フロリダ州、ミシシッピ州など南部諸州で人種隔離の法律が制定され、1896年の連邦最高裁におけるプレッシー対ファーガソン判決（「隔離すれども平等」）により、人種隔離政策は支配的なものとなった。

第二次大戦後も相変わらず黒人差別は続いていたが、公民権運動の高まりとともに、1955年アラバマ州モンゴメリーでのバス・ボイコット運動を契機に、1964年公民権法と65年投票権法の成立により、おもに南部各州における人種隔離制度＝ジム・クロウ体制が打破された。

例えばバラク・オバマ（現大統領）、コリン・パウエル（元軍統合参謀本部議長）、マライア・キャリー（歌手）、タイガー・ウッズ（プロゴルファー）など現代の著名な「アフリカ系アメリカ人」は、ネグロイド以外の祖先を持つと見られるが、いずれも「黒人」として遇されており、「一滴血液ルール」がいまだに米国で根強いものであることを示す。

祖先遺伝学的検査は、一方でそれを強化する方向で機能する。アフリカ系のDNAとしてサンプル登録されたデータベースとの一致がたとえ1%でも確認されたら、その人は「黒人」と見なされる。しかしそのことが逆に「一滴血液ルール」を無効化する方向に働く。ミトコンドリアDNAをたどればおそらく現生人類のすべてがアフリカンの祖先に行き着くことになり、「黒人」と見なされうることになるからである。1/2から1/8程度の外見的に判別可能な「黒人」、1/16や1/64といったおそらく判別困難な（それゆえ文書記録などで特定される）ケース、さらにはDNA検査によるデータ、これら異なる基準の選択は恣意的であらざるをえない。

(3) 「血液定量関連法 (blood quantum laws) 」¹⁰

「血液定量関連法」は、米国におけるネイティブ・アメリカンの部族 (tribe) におけるメンバーシップを画定するために制定された一連の立法を指す用語である。「血液定量」は、特定の人種ないしエスニック集団の個人の祖先の程度、例えば「1/4 Omaha族」という形で用いられる。1705年に成立したヴァージニア州法が最も古いもので、ネイティブ・

アメリカンおよび半分かそれ以上のネイティブ・アメリカンの祖先をもつ個人の植民地市民権を規定しているものであった。

ヴァージニア州で1924年に成立した「人種統合法 (Racial Integrity Act)」では、「一滴血液ルール」に基づき、すべての個人は「白か黒か」のいずれかに分類されなければならないことになっており、アフリカ系の祖先が一人でもいることが確認された場合は「黒」と見なされるルールを基準に施行されることになった。その結果、ヨーロッパ系だけでなくネイティブ・アメリカンとの混血の場合も、アフリカ系の親（祖先）が一人でもいれば「黒」に分類され、ネイティブ・アメリカンのコミュニティに多大な影響をもたらした。

「血液定量」の考え方が広まるようになったのは、1934年に「インディアン再組織化法 (Indian Reorganization Act)」が連邦で制定されて以降であり、どの個人がネイティブ・アメリカンであるのか、どの部族に所属するのか（複数所属も可）を決めたり、各協定に記された財政的便益や土地売買の資格を認定するために利用された。

この法によってネイティブ・アメリカン内部で新たな差別が生み出されたという指摘もある。歴史学者セイバート (Tony Seybert) によると、ネイティブ・アメリカンのいわゆる「文明化された5部族」には奴隷所有者がおり、その多くは「ヨーロッパ系との混血」の子孫で、彼らは自分たちが「純血インディアン」や「黒人との混血」よりも高い地位にあると考えて、そうした者たちを奴隷として扱うことがあった。

ネイティブ・アメリカンの諸部族の中には、現在も血液定量によってメンバーシップの選別を行っていることもあるという。19世紀後半から20世紀初めに実施された諸部族世帯調査の記録などにより、血族関係の証拠を要求するということである。北カリフォルニアのチェロキー族 (Cherokee) の東部グループは、その成員であるために、1924年実施の Baker 調査で登録された祖先がいること、その祖先から最少でも1/16チェロキー血統を受け継いでいることを要求する。他方、西部チェロキー族グループは、1906年の Dawes 登録の直系祖先とのつながりを要求するが、チェロキー族連合 (Cherokee Nation) は最少血液定量の要求を課してはいない。キートゥワ族 (Keetoowah) 連合グループは最少1/4血液定量を、フロリダのミコウスキー族 (Miccosukee) やミシシッピのチョクトー族 (Choctaw) は1/2血液定量を、そしてユテ族 (Ute) は5/8血液定量（これは米国の部族では最大値である）を要求している。

社会学者ダスター (Troy Duster) は、ネイティブ・アメリカンのセミノール族とアフリカ系黒人との混血 (the Black Seminoles) の例を挙げて、祖先遺伝学的検査の普及の経緯の一端を示す。(Duster2006) それによると、米国連邦政府は、セミノール族の土地定住要求を受けて、1976年に6000万ドル以上の金額を与え、オクラホマ州のセミノール族は2000年にそのメンバーになるためには「1/8のセミノール族の血」を示すことを要求するという法改正を行った。黒人セミノール混血者は、Y染色体かミトコンドリアDNAにより、3世代前のセミノール族の祖父母との系譜学的つながりを示すことができたということである。

(4)まとめ

身体的特徴の知覚という強固な支えをもつ「人種」、言語・宗教・生活習慣といった文化を基盤とする「エスニシティ」は、たえず、〈われわれ／かれら〉という枠組みの基準として、差別・偏見 (ステレオタイプを含む) という現象を再生産してきた。その際、「血」というメタファーが用いられ、遺伝学的には存在しえない「人種的純粋性 (racial purity)」(Wolinsky2006) が参照枠として前提され、それとの距離関係でアイデンティティが確認

されているということがわかる。祖先遺伝学的検査はこうした状況にいかなる影響を及ぼすのだろうか。

4. 遺伝学的アイデンティティと差別

(1) 遺伝学的アイデンティティ

祖先遺伝学的検査の普及活動をしている国際遺伝学的系譜学協会のウェブサイトによると¹¹、特定の名字 (surname) の DNA プロジェクト、例えば "the Hart DNA Project" や "the Stewart DNA Project" などが実施され、新たな親族の発見や祖先の居住地、とくにアメリカへ移住する前のヨーロッパの特定地域を見つけ出すという営みが行われている。そこには利用者の体験談が「成功物語 (success story)」として収録されており、一例を紹介しておく。

「"Taylor Family Group" の成功物語：夫と私は 20 年以上にわたって私の母方の Taylor 家の伝統の調査に従事してきたが、1600 年代の貴重な文書を手に入れた。夫による "West Surname DNA Group" 活動の成功を受けて、私たちはいとこの男性の DNA を用いて Taylor プロジェクトに参加することが役立つだろうということを確認した。他のプロジェクト参加者のおかげで、その結果が私たちに遺伝的三角測量 (triangulation) への世界を開くことになった。これらの検査は、1729 年にまでさかのぼる私たちの家系の系譜学的調査を確認することになった。」

他に紹介されている報告でも、インターネット上で同じ名字の仲間に呼びかけて共通の祖先の居住地や現存する親族を探し当てたといった「成功物語」が語られている。

次に、アフリカ系アメリカ人として、祖先遺伝学的検査を積極的に推進する立場をとるキトゥルズ (Rick A. Kittles) 氏の講演から、その意図と狙いを探してみたい。¹²

キトゥルズ氏は、遺伝学を専門とする生物学者で、現在シカゴ大学医学部の准教授であるとともに、2003 年に共同設立した祖先遺伝学的検査ビジネス "African Ancestry Inc." の科学ディレクターも務めている。¹³ 彼は、祖先遺伝学的検査が、「人種」概念の生物学 (遺伝学的) 的含意から切り離されたアフリカ系アメリカ人コミュニティの「社会プロジェクト」であることを強調している。

アフリカ系アメリカ人の約 80% が遺伝学的検査によって自分の祖先を確定することが重要だと考えているというアンケート結果を踏まえ、アフリカ大陸から連行された奴隷の子孫であること、自分自身の祖先がアフリカのどこからきたのかを知りたいという「アフリカ人としてのアイデンティティ」「個人的・文化的なアイデンティティ」への欲望を指摘する。アフリカ大陸の民族的・文化的多様性に注目するキトゥルズ氏は、遺伝学やアフリカ系アメリカ人の系譜学ということで、集団遺伝学や人類遺伝学の文脈ではなく、「歴史的、社会文化的、心理学的文脈」を強調する。

ある調査によると、アフリカ系アメリカ人男性のおよそ 30% はヨーロッパ系の Y 染色体をもっており、これはたいていの場合、米国における奴隷制時代のヨーロッパ系奴隷所有者の行動すなわちアフリカ系女性と性的関係をもち子どもを産ませたことによる、と考えられている。

アフリカ系アメリカ人の子供たちに奴隷制の歴史について話しをすると、そのことを恥辱として受け止めるという経験に触れつつ、キトゥルズ氏は、「われわれの祖先は奴隷として始まったということが、われわれの意識に埋め込まれている」と表現した上で、彼の「アフリカ祖先プロジェクト」の目的の一つが「そうした壁を乗り越えるのに役立つかもしれない情報を提供すること」であると述べる。

「遺伝学はあなたのアイデンティティを決定しようとするのではなく、あなた自身のアイデンティティを形づくる手助けをしようとする」というのが、その基本メッセージである。

以上のように、祖先遺伝学的検査は、祖先に関する情報や新たな血縁関係につながるという形で、自らのアイデンティティを更新することに寄与することもあれば、「われわれでない者たち」として他者化され差別のターゲットとされてきた集団が「誇りと尊厳」を含む積極的なアイデンティティ獲得のためのツールとしても機能するのである。

(2) 遺伝学的情報と差別

皮膚の色や顔貌といった視覚的認知に基づく人種差別は、生物学的基盤に立脚するという点できわめて強固なものであり、「人類普遍の自然的事実」と見なされるかもしれない。それは「異質なものの排除」という、人類の歴史の中で形を変えつつ絶えることなく繰り返されてきた社会力学の実例と言ってもよい。そこには、つねに「同質なものとしてのわれわれ」という集団アイデンティティが想定されており、「われわれでない者たち＝かれら」のカテゴリー化と相互補完的である。差別の基本メカニズムとしての、同化（包摂）／他者化（排除）という図式が見て取れる。（佐渡 2005）

しかし祖先遺伝学的検査は、そうした図式が根拠なき生物学的「人種」概念の実体化に基づくものであることを明るみに出す。「すべての現生人類はネグロイドを祖先として持つ」という人類学の知見が、「（おそらく）すべての人類にはネグロイドの DNA が含まれている」という遺伝学的検査による裏付けを得て、差別者側はその「特権」を失い、人種差別を支える前提そのものが掘り崩される可能性が拓かれる。「自分（たち）には黒人の血が混ざっているはずがない」といった「人種的純粋性」の思い込みは、打ち碎かれることになるだろう。

もちろん、不可視の生物学的データでは「程度の違い」にすぎないことであっても、「目に見える外見の違い」は人々の差別意識や偏見（ステレオタイプ）の再生産に寄与し続けるであろう。あるいは、ジェームズ・ワトソン氏のように「黒人にも優秀な者がいる」（「劣っているのは人種ではなく知能の低い者」だ）という「能力主義」へとスライドさせることもある。さらには、生物学・遺伝学的な人種ではなく、言語・宗教・慣習といった「文化」を実体化して同化／排除のメカニズムを行使する「新人種主義」の台頭（バリバール他 1997）という事態も生じている。

他方、被差別者側にとって、祖先遺伝学的検査は上述のような積極的アイデンティティ形成および自己変容への展開につながるものであると同時に、「血液定量関連法」への適用など積極的差別是正措置（affirmative action）に使われることもある。あるいは逆に、「一滴血液ルール」に「科学的根拠」を与える可能性や、何らかの事情で提供された試料を本人に無断で DNA 解析した上で、例えば「コーカソイド比率が 80% 以上の場合のみ白人と見なされる」といった恣意的な「遺伝学的祖先比率」の設定によって差別的処遇が行われる可能性も指摘できる。

おわりに

祖先遺伝学的検査の倫理的・社会的含意は、以下の文脈に即して検証していく必要があるだろう。

第一に、生物学的分類としての「人種」はもはや科学的根拠を失っているが、本検査は遺伝学的視点から現生人類の歴史の見直しを推し進め、その無効を宣告する。しかしそれ

でもなお、視覚的にステレオタイプ化された共通特徴という「生理学的事実」と、それを裏付けるデータ（サンプルデータとの一致率）と相俟って、遺伝学的なパターンとしての「人種」分類は維持・強化される可能性も否定できない。このように、本検査は「人種」概念に対して両義的な機能を有するものと見なされる。

第二に、「人種」「民族」「エスニシティ」という分類枠組みにおける対応関係が本検査により数値として提示され、それが自らの祖先集団およびその過去の居住地を同定するものと見なされる。また、歴史的に差別されてきたエスニック集団が「誇り」「尊厳」を取り戻すために、自らの祖先集団とのつながりを遺伝学的情報として知ることを目的に本検査を利用することもある。これらはいずれも、集団としてのアイデンティティ（自己画定・自己同定）への志向と結びついており、遺伝学的情報の類型が〈われわれ〉を形づくることに寄与するという事態を見て取ることができる。

そして第三に、本検査が生物学な「人種」および文化的「民族」から「遺伝学的祖先」へとその枠組みを変容させてはいるものの、差別の構造すなわち〈われわれ／かれら〉という図式が包摂・同化と排除のメカニズムを伴うという事態は維持されている。遺伝学的検査一般は、「特定の疾患患者あるいはそのリスク保有者」といった「潜在的な不利益をもたらす存在」という理由による差別、特定の表現型（身体的特徴、知的・身体的能力）をもたらすものであることに基づく差別を補強する可能性があるのに対し、祖先検査は不可視の遺伝学的組成による「人種」「民族」「家系」「血族」という形での実体的思考を強めることにより、差別を支える可能性がある。

以上のような祖先遺伝学的検査が提起する問題は、その科学的な正確さへの疑念にもかかわらず、避けて通ることはできない。

〈参考文献・資料〉 [ウェブサイト閲覧は2014年3月1日]

Charmaine, D. et al., 2010: Inferring Genetic Ancestry: Opportunities, Challenges, and Implications, *Am J Hum Genet.* 2010 May 14; 86(5): 661-673.

<http://www.ncbi.nlm.nih.gov/pmc/articles/PMC2869013/>

Gates, Henry Louis Jr., 2009: *In Search of Our Roots: How 19 Extraordinary African Americans Reclaimed Their Past*, New York: Crown Publishing

Duster, Troy, 2006: *Deep Roots and Tangled Branches*, *Chronicle of Higher Education*, <http://www.geneticsandsociety.org/article.php?id=3908>

Fujimura, Joan H. and Rajagopalan, Ramya, 2011: Different differences: The use of 'genetic ancestry' versus race in biomedical human genetic research

<http://www.ncbi.nlm.nih.gov/pmc/articles/PMC3124377/>

Kottak, Conrad P., 2002: *Human Diversity and "Race"*,

http://highered.mcgraw-hill.com/sites/0072500506/student_view0/chapter5/faqs.html
1

Cavalli-Sforza, L. Luca & Marcus W. Feldman, 2003: The application of molecular genetic approaches to the study of human evolution, *Nature Genetics* 33, 266 - 275 (2003)

<http://www.facstaff.bucknell.edu/sdjordan/PDFs/Cavalli%20Sforza%202003%20Nat%20Gen.pdf#search='CavalliSforza+and+Feldman%2C+2003+Nature+Genetics'>

- Race, Ethnicity, and Genetics Working Group of American Society for Human Genetics, 2005: The Use of Racial, Ethnic, and Ancestral Categories in Human Genetics Research, *Am J Hum Genet.* 2005 October; 77(4): 519-532.
<http://www.ncbi.nlm.nih.gov/pmc/articles/PMC1275602/>
- Royal, Ch. D. et al., 2010: Inferring Genetic Ancestry: Opportunities, Challenges, and Implications, *American Journal of Human Genetics*, Volume 86, Issue 5, 661-673
- Steve Sailer, "Race Now": Part 2: "How White Are Blacks? How Black Are Whites?",
http://www.isteve.com/2002_how_white_are_blacks.htm
- Sweet, Frank W., 2005: The One-Drop Rule in The Postbellum North and Upper South, *Essays on the Color Line and the One-Drop Rule.*
<http://essays.backintyme.biz/item/20>
- Via, M., Ziv, E. and Burchard, E.G., 2010: Recent advances of genetic ancestry testing in biomedical research and direct to consumer testing,
<http://www.ncbi.nlm.nih.gov/pmc/articles/PMC2857388/>
- Wolinsky, Howard, 2006: Genetic genealogy goes global. Although useful in investigating ancestry, the application of genetics to traditional genealogy could be abused, *EMBO Rep.* 2006 November; 7(11): 1072-1074.
<http://www.ncbi.nlm.nih.gov/pmc/articles/PMC1679782/>
- 佐渡裕、2005：『差別論—偏見理論批判』明石書店
- スティーブン・J・グールド、1998：『人間の測りまちがい 差別の科学史』河出書房新社
- バリバール、エティエンヌ／ウォーラーステイン、イマニュエル、1997：『人種・国民・階級—揺らぐアイデンティティ』（新装版）大村書店
- フレドリクソン、ジョージ・M、2009：『人種主義の歴史』みすず書房
- 酒井直樹、2012：「レイシズム・スタディーズへの視座」、鶴飼哲他『レイシズム・スタディーズ序説』以文社
- 霜田求、2013：「遺伝学的検査ビジネスをめぐる倫理と法：祖先検査と子ども才能検査を中心に」、『法と倫理のコラボレーション—活気ある社会への規範形成—』（高等研報告書 1201）、研究代表者：服部高宏、財団法人国際高等研究所、165-184 頁
- 日本文化人類学会編、2009：『文化人類学事典』丸善

〈注〉 [ウェブサイト閲覧は 2014 年 3 月 1 日]

¹ ワトソン氏の差別発言については下記サイトにデータが多数ある。

http://homepage1.nifty.com/NewSphere/EP/b/soc_sabetu.html

<http://openblog.meblog.biz/article/12752898.html>

例を挙げると、「出生前検査で先天異常や同性愛と分かったら中絶すべきだ」、遺伝子操作によって「疾患」や「障害者」「低知能者」を「改良すべき」だ、といった主張が見られる。

² DNA pioneer James Watson is blacker than he thought
The Sunday Times: 9 December 2007

http://www.thesundaytimes.co.uk/sto/news/uk_news/article76800.ece

³ <http://omoroid.blog103.fc2.com/blog-entry-161.html>

⁴ 「ジム・クロウ法」と「一滴血液ルール」については本論 3-(2)で取り上げる。

⁵ 本節は霜田（2013）の関連部分を要約したものである。

⁶ http://www.isogg.org/wiki/List_of_DNA_testing_companies

⁷ <http://www.ancestry.com/>

⁸ 下記サイトの記述を参照した。

* Yahoo!辞書の項目「人種」「人種問題」<http://dic.yahoo.co.jp/>

* 国立科学博物館 HP「日本人はるかな旅展」

<http://www.kahaku.go.jp/special/past/japanese/ipix/index.html>

* From Wikipedia, the free encyclopedia 関連項目

[http://en.wikipedia.org/wiki/Race_\(classification_of_humans\)](http://en.wikipedia.org/wiki/Race_(classification_of_humans))

<http://en.wikipedia.org/wiki/Racism>

http://en.wikipedia.org/wiki/White_supremacy

⁹ 本項では下記サイトの記述を参照した。

http://en.wikipedia.org/wiki/Jim_Crow_law

http://en.wikipedia.org/wiki/One-drop_rule

¹⁰ 本項では下記サイトの記述を参照した。

http://en.wikipedia.org/wiki/Blood_quantum_laws

http://native.way-nifty.com/native_heart/2007/05/post_e039.html

<http://www.ronsyu.hannan-u.ac.jp/open/n002015.pdf#search='blood+%E5%85%88%E4%BD%8F%E6%B0%91'>

<http://aboutusa.japan.usembassy.gov/j/jusaj-ejournals-people2.html>

http://web.archive.org/web/20040804001522/http://www.slaveryinamerica.org/history/hs_es_indians_slavery.htm

¹¹ <http://www.isogg.org/>

¹² 講演題目は"Genetics and Genealogy with African-Americans"で、2002年に行われたものである。

<http://www.ahc.umn.edu/bioethics/afrgen/html/Geneticsandgenealogy.html>

¹³ 参考サイトは下記の通り。

<http://chicago.medicine.uic.edu/cms/One.aspx?portalId=506244&pageId=10869276>

<http://www.africanancestry.com/index.html>